

子ども家庭部の子育て支援課と保育課の統合を求める陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 13 号

受理年月日 平成 27 年 6 月 19 日

付託年月日 平成 27 年 6 月 26 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 現在、子ども家庭部は、本庁舎の 2 階に児童女性課、保育課があり、3 階に子育て支援課と階が分かれて配置されています。そして、子ども家庭部ではありませんが、この 4 階には教育委員会事務局の学務課があります。この配置から感じるのは、0 - 3 歳児は主に 2 階、4 歳から就学前までは 3 階、学校に上がってからは 4 階という成長の階段です。その配置が悪いとは言いませんが、長く認証保育所と認可保育園の保育料補助金格差を訴えてきて感じたのは保育課と子育て支援課の距離です。

陳情審査においても第 17 期第 163 号、江戸川区保育所の保育の実施に関する条例第 4 条第 3 項の改正を求める陳情は、認可保育園に対する保育料を問題としていたのに対し、子育て支援課と保育課という 2 つの課がそれぞれの視点で資料を提出していたため、認証保育園に第二子減額の補助があるように誤解されているような印象を受けました。そこで、子ども家庭部の子育て支援課と保育課の統合について陳情いたします。この統合により、課が削減され財政の健全化にも寄与するものと考えております。

つきましては、貴議会において、下記についてご審議頂きますよう陳情いたします。

記

- 1 子ども家庭部の子育て支援課と保育課を 1 つの課に統合すること。
- 2 待機児童に関する問題は 1 で統合された課が当たること。